

1

地方の財政 [6] 地域経済の活性化 [4.1]

別所俊一郎

地域活性化への取り組み

4

- 背景
 - 高度成長期における太平洋ベルト地帯の発展
 - 太平洋ベルト地帯への労働力の移動、企業の集中
 - それ以外の地域での過疎化
 - 対応としての「国土の均衡ある発展」
 - 5回の全国総合開発計画（全総）：1962～98年にかけて決定
 - 大規模な公共事業を正当化：新産・工特など
 - 地方への所得保障としての公共事業
 - 本来の役割は地域のインフラ整備
 - 公共事業が生む雇用に依存：乗数効果
- 状況の変化
 - 公共事業の「非効率性」の指摘：使われない道路
 - 経済対策としての公共事業への疑問符
 - 国と地方の財政状況の悪化

前回までのあらすじ

3

- 分権化定理
 - 地方分権の理論的基礎
 - 「もし、地方政府が知っていて中央政府が知らないような地域独自のニーズが存在するなら、各種公共サービスの供給量の決定を地方政府に任せたいほうが効率的な資源配分に資する」
 - いくつかの前提に依存
- 財政外部性があるときには分権化定理は成立しない
 - 分権化定理の前提が満たされないから
 - 便益のスピルオーバー
 - 移住、企業の移転
 - 情報の伝達：ヤードスティック競争

地域活性化への取り組み

5

- 公共事業の削減
 - 公共事業に頼っていた地域経済に打撃
 - その他の方法による地域再生への取り組み
- いろいろ行われてきた
 - 教科書132～135ページ
- 2007年、地域活性化統合本部設置
 - 都市再生本部・構造改革特別区域推進本部・地域再生本部・中心市街地活性化本部・総合特別区域推進本部を統合
 - 補完性・自立・共生・総合性・透明性の原則
 - たとえば「総合特区制度」
 - 一定地域に制度・規制・税制の特例を設ける
 - 財政上・金融上の支援を行う
 - 国際戦略総合特区・地域活性化総合特区・沖縄振興特区・復興特区

地域活性化への取り組みの考え方

6

- 2007年、地域再生戦略での地域再生の柱
 - 補完性：地域の実情に精通した住民・企業・NPOが中心で、自治体や国は支援をおこなう
 - 自立：地域が自らの資源や地域を活用する
 - 共生：地方と都市の支えあいを重視する
 - 総合性：各省庁の縦割りを排する
 - 透明性：第三者評価を取り入れる
- 「地方が主役の国づくり」
 - 地方分権の推進と軌を一にしているようにみえる
 - 地方分権は経済成長をもたらすのか？

地方分権と経済成長：楽観論

8

- 地域間競争の促進
 - 知恵と工夫を競うアイデア合戦
 - ヤードスティック競争が互いに刺激となる
 - 地方の試行錯誤による政策実験による経験の蓄積
- 中央の役割
 - 機会の均等化
 - 重要な公共サービスについてのナショナル・ミニマムの確保
- ✓ 基本的に「分権化定理」がうまく働く世界を想定

地方分権と経済成長：楽観論

7

- 比較優位
 - [復習]比較優位
 - 相対的な得意さでみてまざっていること、絶対優位ではない
 - 国際貿易の利得を説明するのに用いられることが多い
 - 地域の自然・立地・人材・技術を最大限活かす
 - 自然を活かした観光、中小企業を活かした産業クラスター、など
- 権限配分
 - 地域の自由なアイデアが活用される
 - 国の関与や規制にとらわれない
 - 補助金などの支援を受けるための計画、を作らなくてよい
 - 国の縦割り行政にとらわれない
 - 地域の総合行政、政策協調が行われる

地方分権と経済成長：悲観論

9

- 比較優位
 - 人口流出が起きると比較優位の原則が成立しない
 - 絶対優位の原理：基礎的條件の厳しい地域の立ち遅れ
 - 高齢化、人口減少
 - 地方分権にともなう財政移転の削減
 - 税負担の増加、公共サービスの低下による悪循環
 - 地域活性化のための財源確保も困難に？
- 権限配分
 - 権限だけもらっても活かせないかもしれない
 - 人材の不足：中央省庁や都会の会社に集中
 - 権限が移譲されれば人材は育つかもれない
 - 利益誘導政治がかえって激化するかもしれない
 - 希少な補助金をめぐり争い

地方分権と経済成長：悲観論

10

- 地域間競争の激化
 - 過剰な企業誘致活動
 - 法人税の過度の引下げ：他の税率の引き上げ
 - 高規格道路・空港・港湾等の過剰な整備
 - 「保護貿易」的な政策
 - 他地域の企業への規制・課税
 - 「地産地消」
 - 幼稚産業保護：地元企業の優遇
- 中央政府による調整があったほうがよい

市場保全型連邦制

12

- 経済成長を促進するような地方財政のあり方とは？
 - 地方分権と、関連する制度変更のパッケージ
 - 市場・競争の長所を活かしつつ、市場の失敗を矯正
 - 市場の長所を阻害しない：政治による介入を防ぐ
- 市場保全型連邦制
 - 競争による地方政府の規律付け
 - ヒト・モノ・カネの自由移動
 - 過剰な規制・課税・非効率な財政運営・無駄な公共事業のある地域からは住民や企業が流出してしまう
 - 地域活性化が地方にとって必要になる
 - 中央政府による規制、「審判」の役割
 - 地域の保護主義的政策の排除
 - ヒト・モノ・カネの自由移動の保障

地方分権と経済成長：実証結果

11

- 実証分析の結果は未確定
 - 統計的な解析の結果から合意が得られているわけではない
 - 先進国と途上国で効果が異なる？
 - 「開発独裁」の経験
 - 経済発展の初期において中央集権的な成長戦略を採ること
 - 中央のリーダーシップのもとで資源を成長部門へ集中投下
 - 日本の高度成長期（1950-60年代）：傾斜生産方式
 - 分権化した中国の経験：1980年代からの改革開放路線
 - 実質的な地方分権の進行：国から省へ
- 実証結果が定まらない理由
 - 実証方法：地方分権の「程度」をどうやって測るか
 - 地方と中央の収入や支出の金額比は適切な指標か？
 - 分権を支える補完的な制度の存在：民主的な政治
 - 知事や市町村長が投票で選ばれているか？
 - 財政状況などの開示は？

市場保全型連邦制

13

- 例：1980～90年代の中国とロシア
- 中国
 - 財政面での分権化
 - 強力な中央：人事権を用いた省への規律付け
- ロシア
 - 地方分権の進展
 - 地方の域内産業の保護、その場限りの課税などを阻止できず
- 国と地方の調整の場も必要
 - 日本の例：「国と地方の協議の場」：2011年から
 - 国会に地方の代表者を含める
 - 分権の絶えざる見直し